

○ 参 考
地価調査と地価公示について

区 分	平成 29 年度 地 価 調 査	平成 29 年 地 価 公 示
根 拠 法 令	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号) 第9条第1項	地価公示法(昭和44年法律第49号)
実 施 主 体	宮 城 県	国(土地鑑定委員会)
価 格 の 名 称	標 準 価 格	公 示 価 格
地点(画地)の名称	基 準 地	標 準 地
調 査 対 象 区 域	県内全域(35市町村)	公示区域(33市町村)
調 査 方 法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国(土地鑑定委員会)が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385地点 林 地 20地点 計 405地点	宅 地 575地点 計 575地点
価格の判定基準日	平成29年7月 1日	平成29年1月 1日
公 表 日	平成29年9月20日	平成29年3月22日